

市町 DX 推進支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」に基づき、各市町は、令和7年度末までに、基幹業務システムの標準化・共通化や、行政手続のオンライン化など重点的に取り組むべき事項(重点取組事項)をはじめとした幅広い DX の取組を進めることとされており、県は、市町に DX 推進の具体的な内容を十分に伝え、必要な助言を行い、計画的な取組を支援することが求められている。

各市町が足並みを揃え、各地域の特性を踏まえながら、基幹業務システムの標準化やガバメントクラウドへの移行、業務効率化や住民の利便性向上に向けた DX の取組等について、着実に進めることができるよう、市町のニーズに応じた支援を行うことを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1)件名

市町 DX 推進支援業務

(2)業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4)予算上限額

29,500千円以内(消費税及び地方消費税含む)

3. 参加資格要件

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3)本プロポーザルに係る書面審査の実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和7年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4)参加申込書の提出期限の翌日から本プロポーザルに係る書面審査実施日までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

(5)役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(6)事業に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ

等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

4. スケジュール

項 目	日 程
募集開始	令和 7 年 4 月 9 日(水)
質問書提出期限	令和 7 年 4 月 16 日(水)17 時まで
参加申込提出期限	令和 7 年 4 月 16 日(水)17 時まで
企画提案書提出期限	令和 7 年 4 月 22日(火)17 時まで
結果通知・公表	令和 7 年 4 月下旬(予定)

5. 申込方法等

(1)申込み

参加申込書(様式1)を令和 7 年 4 月16日(水)17 時までに電子メールにより提出すること。参加申込書を提出した者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、本要領に定める辞退届(様式3)を速やかに提出すること。

(2)企画提案に係る質疑

質問書(様式2)を令和 7 年 4 月 16 日(水)17時までに電子メールにより提出すること。口頭(電話含む)による質問は受け付けない。回答は、随時石川県ホームページに掲載する。

6. 企画提案書等の提出

(1)提出書類

提出書類	様式	備考
企画提案書	自由	・企画提案書作成要領(様式4)に記載の事項を含むこと。
見積書	自由	・宛先は「石川県知事 馳浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。 ・見積金額が2(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。

(2)提出部数

各 4 部 ※電子データによる提出も行うこと

(3)提出期限

令和 7 年 4 月 22日(火)17 時まで

(4)提出方法

郵送・持参、電子メール

(提出期限内必着)

(5)その他

提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

提出された提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

7. プロポーザルの審査

本プロポーザルの審査に当たっては、「市町 DX 推進支援業務プロポーザル審査委員会」(以下、「審査会」)において、提出された参加申込書及び企画提案書の内容について審査を行い、最も優れた者を受託候補者(以下、「候補者」)として選定する。

(1)審査基準

審査項目	評価内容
提案内容の有効性および実現可能性	(1)業務内容の理解 ・自治体DXが求められている背景を理解しているか。市町職員の業務負担軽減の観点からも具体的な提案ができているか。
	(2)現状ヒアリング、課題の分析 ・市町の状況を把握するための、具体的な内容(調査項目案等)、方法、回数、範囲が示されているか。 ・課題の整理方法について、具体的な方法が示されているか。 ・市町職員の負担にならない工夫がされているか。 ・効果が期待できる内容となっているか。
	(3)市町への支援の実施方法 ・支援を実施するための、具体的な内容・方法・手段等が示されているか。 ・効果が期待できる内容となっているか。
スケジュール	・作業とその実施時期は具体的であるか。日程に無理はないか。
業務実施体制 提案者の能力等	・配置される職員の能力や人数に不足はないか。
	・類似業務実績等による市町へのコンサルティング的な専門知識・経験等を活かすことを期待できるか。
	・業務システムの専門知識・経験等を活かすことを期待できるか。
価格	・業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。
その他	・仕様書にない事項であって、本事業にとって有益となる提案が示されているか。

(2)審査に当たって評価する事項

本プロポーザルの審査に当たっては、

- ・どのような企画を提案できる能力があるか。
- ・業務に当たって、具体的にどのような提案を行うことができるか。
- ・どのような組織体制で業務に臨めるか。
- ・適切な価格となっているか。

などを参加申込書及び企画提案書の内容から評価するものとする。

8. 審査結果の通知

審査結果は、提案に参加した者全てに対し、電子メール又は文書により通知する。

審査結果について、異議の申し立ては認めないものとする。

9. 契約の締結

- (1) 県は、審査会で選定した候補者と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約時期は、令和7年4月下旬を予定している。

10. その他

- (1) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 参加申込書や提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ・記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 提出された全ての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。
- (4) 参加申込書や提案書の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。
- (5) 本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、個人情報保護法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

11. 問合せ先・書類等提出先

〒920-8580

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進監室

地域デジタル推進課 地域 DX 推進グループ

電話番号 076-225-1243

電子メール e120300@pref.ishikawa.lg.jp